

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
当分の
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則
◇告 示 生活保護法による医療機関の指定

ひな白痢検査の実施

入会林野整備計画の適否の決定

土地の用途廃止

都市計画事業の認可

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正

土地の立入りの通知

◇公安告示

道路交通の規制に関する規程の一部改正
昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

◇公 告 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中

知 事 総務部長

を

知 事 副

知事 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年十一月十四日	篠原医院	日野郡溝口町長山一五二の一	外科、内科、整形、小児科、胃腸科、肛門科、放射線科、皮膚科	篠原顕一郎

鳥取県告示第七百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年十一月十日	山口外科医院	米子市夜見町二七八六の四	外科、脳神経外科、胃腸科	山口 勉
"	新田外科 胃腸科医院	" 中島 三九二の七	外科、内科、胃腸科、循環器科、呼吸器科	新田 晴生

鳥取県告示第七百三十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	羽合町	各種鶏場
" 二十三日	関金町	"
" 二十四日	"	"
" 二十五日	倉吉市	"

鳥取県告示第七百三十四号

西伯郡西伯町入蔵入会林野整備組合長西伯郡西伯町下中谷一三九六番地二大前諭から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十四年十二月六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
入蔵入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十四年十二月十二日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県庁農林部林務課及び西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月六日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市福市字大谷ノ上二九〇番地先	一八八・五二	道路敷
三四〇番地先から 三一九番地先まで	三三四・二八	"
四五七ノ二番地先から 四五八番地先まで	三二九・六〇	"
四六二ノ三番地先から 四五八番地先まで	五三・〇五	"
三二〇ノ一番地先	六四・一〇	水路敷
四五七ノ一番地先	五五・二八	"
四六一ノ二番地先	二三・三九	"
三四〇番地先	八三四・六〇	ため池
三二〇ノ一番地先	二五九・三六	堤とう

鳥取県告示第七百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称 米子市

二 都市計画事業の種類及び名称 米子都市計画公園事業第七号公園福市公園

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月十二日から昭和四十七年三月三十一日まで

四 事業地 米子市福市字大谷の上、吉塚の巻、日焼山、日焼谷、神田奥及び六反田

鳥取県告示第七百三十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二八六の一」を「鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字尾際六六二の二」に改める。

鳥取県告示第七百三十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県工業試験場 鳥取市西品治町三七一の二」を「鳥取県工業試験場 鳥取市行徳い七〇五」に改める。

鳥取県告示第七百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起 業 者 米子市
- 二 事業の種類 市道二号、三号旗ヶ崎、上後藤線道路改良工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 米子市安倍、旗ヶ崎、上後藤及び浜橋
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年十二月十二日から昭和四十四年十二月三十日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月十二日から施行する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

- 別表第五の九の10を次のように改める。
- 10 “ 九八三番一先交差点 四 信号機設置
- 別表第五の十中25を26とし、12から24までを1ずつ繰り下げ、11の次に

12として次のように加える。

12 “ 七〇二番先

一 信号機設置

鳥取県公安委員会告示第六十四号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月十二日から施行する。

昭和四十四年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

六十一	境港市小篠津町五〇五番地先交差点（四差路）	押ボタン式
六十一	境港市小篠津町五〇五番先交差点（四差路）	押ボタン式
六十二	日野郡日野町根雨七〇二番先交差点（十字路）	押ボタン式
六十三	西伯郡淀江町大字淀江九八三番一先交差点（四差路）	定周期式（一段式）

に改める。

を

公 告

昭和44年11月18日から20日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和44年12月12日

鳥取県知事

石 破

二 朗

1 農業改良普及員資格試験の合格者

稲部 善博 有光 宏之 佐々木利明 山崎 晴美

小林 秀臣 小川 光吉 田中 正幸 山田 準二

藤山 宏 梶谷 和弘 石川 啓作 石野 陽三

金田 耕治 野口 哲夫 森田 正人

2 生活改良普及員資格試験の合格者

田門 和子 住 加代子 則本加寿子 大森寿賀恵

河股 美江 石崎百合子 川上 幹恵 池田 悦子

菅原恵美子 北村富美子 佐々木りつ子 丸山 文子

吉田美佐恵 本田 宣子